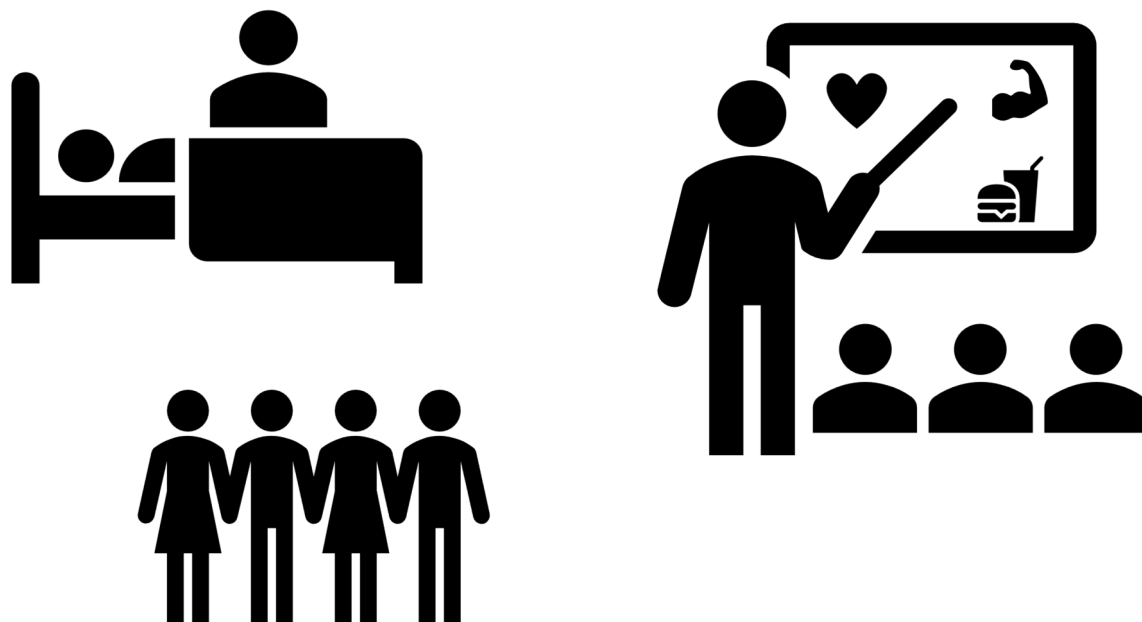


令和8年度（2026年度）
大阪府豊能地区公立学校
養護教諭 10年経験者研修の手引



1. めざす教職員像	p.1
2. 校外研修年間計画	p.2
3. 実施要項	p.3
4. 研修実施計画書作成上の留意点	p.5
5. 研修実施報告書作成上の留意点	p.6
6. 校内研修実施上の留意事項	p.7
7. 校内研修モデル	p.8
8. 研修目標の設定・実施計画作成のための観点	p.9
9. 研修実施の流れ	p.10
10. 教員の資質向上に関する指標	p.11

めざす教職員像 子どもとともに学び続ける教職員

子どもに寄り添い、
子どもに信頼される教職員

豊かな人間性と高い使命感を
兼ね備えた教職員

専門的な知識・技能を高め、
実践的な指導力あられる教職員

保護者や地域の人と向き合い、
信頼と協働の関係を
築くことができる教職員

養護教諭 10年経験者研修の受講にあたって

研修会場では、必ず名札を
着用してください。



研修会場に、自転車・バイク等で
乗り入れることは禁止です。



スケジュールを各自で管理し、
決められた日に受講してください。



原則、研修内容の録音・録画
・写真撮影等は禁止です。



※その他、法定研修に関する質問等は、学校管理職を通じ、各市町教育委員会事務局にお尋ねください。

令和8年度(2026年度) 養護教諭10年経験者研修 校外研修年間計画 (別表1)

回	日時	研修内容	実施会場等
1	4月22日(水) ～ 5月13日(水)	開講式 10年経験者に期待すること 大阪府の教育課題について 教職員の服務規律について 学校の危機管理について 学校・家庭・地域の連携・協働について 研修の受講に当たって	所属校等 (オンデマンド開催)
2	6月4日(木) 15:00～17:00	養護教諭の職務について ー保健教育を中心とした保健室経営計画ー これまでの保健教育及び保健活動を振り返って	大阪府 教育センター
	5月19日(火) ～ 7月16日(木)	救急処置のアセスメント技術の向上	所属校等 (オンデマンド開催)
3	7月16日(木) 14:00～17:00	養護教諭が行う健康相談 保健教育に果たす養護教諭の役割	大阪府 教育センター
4	8月5日(水) 9:30～12:30	不登校・いじめへの対応 カウンセリングの考え方と学校教育相談	大阪府 教育センター
5	8月26日(水) 14:00～17:00	現代的健康課題 ーアレルギー疾患のある子どもへの対応ー 学校危機における養護教諭の役割を考える	大阪府 教育センター
6	9月24日(木) 15:00～17:00	人権侵害事象の対応について	大阪府 教育センター
	9月16日(水) ～ 10月14日(水)	人権教育の推進について	所属校等 (オンデマンド開催)
7	2月4日(木) 14:00～17:00	支援を必要とする子どもの医学的理解と養護教諭の役割 10年経験者研修を通して ー課題研究の成果報告ー これからの養護教諭に求められるもの 閉講式	大阪府 教育センター

オンデマンド → 収録した動画を視聴することで実施

- 豊能地区養護教諭10年経験者研修校外研修は、全7回を大阪府教育センターで府内の養護教諭と一緒に受講します。
- 第1回受講時までに、大阪府教育センターWEBページ→研修ポータル→研修個別ページから「養護教諭10年経験者研修の手引」を準備し、集合開催の際に持参するようにしてください。
- 第2、6回は、集合開催とオンデマンド開催の両方ともを受講してください。

養護教諭10年経験者研修 実施要項

豊能町教育委員会

1. 目 的

養護教諭10年経験者研修は、現職研修の一環として、個々の養護教諭の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、養護教諭としての資質の向上を図ることを目的とする。

2. 対 象

- (1) 養護教諭10年経験者研修の対象者は、別に定める計算方法に基づき、在職期間が10年めのすべての養護教諭（以下「当該の養護教諭」という）とする。
- (2) 豊能町教育委員会は、当該の養護教諭に対し、年間研修計画に従い1年間の研修を受けさせるものとする。

3. 年間研修計画

- (1) 豊能町教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画には、第4項の各事項を定めるものとする。

4. 内 容

- (1) 当該の養護教諭は、大阪府教育センター等における研修（以下「校外研修」という）を7回程度、課業期間中を中心に校内における研修（以下「校内研修」という）を5回程度受けるものとする。
- (2) 校外研修は、共通研修とする。（別表1）
- (3) 校内研修は、実践を通じた指導研究研修及び課題研究研修等とする。（別表2）

5. 研修実施計画書

- (1) 養護教諭10年経験者研修の実施に当たって校長・副校長は、豊能町教育委員会が示す研修目標の設定・研修実施計画作成のための観点及び年間研修計画に基づき、事前に当該の養護教諭の能力、適性等を評価し、当該の養護教諭ごとの研修実施計画書案【様式1】を作成、これを豊能町教育委員会に提出する。なお、研修実施計画書案の作成に当たっては、教頭等の意見も参考にするとともに、当該の養護教諭の自己評価や意見を聴取するなど、研修が効果的なものとなるよう配慮する。
- (2) 豊能町教育委員会は、校長・副校長から提出された研修実施計画書案について必要な調整を行い、これを決定する。
- (3) 豊能町教育委員会は、当該の養護教諭に係る研修実施計画書を保管するものとする。

6. 校内体制

- (1) 校長・副校長は、当該の養護教諭の研修の実施に当たり、教頭等とも連携しながら必要な指導・助言に当たるものとする。
- (2) 校長・副校長は、当該の養護教諭の研修の実施に当たり、業務に支障がないよう、また、研修の時間を十分確保できるよう配慮するとともに、学校全体として協同的な体制の確立に努めるものとする。

7. 校長等連絡協議会

豊能町教育委員会は、養護教諭10年経験者研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長等連絡協議会を開催するものとする。

8. 研修実施報告書

- (1) 校長・副校長は、養護教諭10年経験者研修修了時にその成果を評価し、当該の養護教諭に係る研修実施報告書【様式2】を作成して豊能町教育委員会に提出するとともに、事後の指導や研修に活用する。なお、成果の評価に当たっては、教頭等の意見並びに当該の養護教諭の自己評価や意見を参考にするものとする。
- (2) 豊能町教育委員会は、当該の養護教諭に係る研修実施報告書を保管するものとする。

9. 非常変災時の大阪府教育センター実施研修の開催判断について

※大阪府教育センターが主催し、外部会場で実施するものも含む。

- (1) 台風の接近が予想される場合
 - ア 午前7時現在、大阪府内いずれかの地域において「暴風警報」発令中の場合、午前の半日研修及び全日研修は、中止または延期する。
 - イ 午前11時現在、大阪府内いずれかの地域において「暴風警報」発令中の場合、午後の半日研修は、中止または延期する。
 - ウ 受講者への連絡について
 - ・受講者に対しては特段の連絡をしない。
 - ・延期の場合については、後日、その実施について改めて通知する。
- (2) 交通機関がストライキの場合
原則として研修は実施する。
- (3) その他
地震など予測できない災害発生時や感染症の拡大防止等に向けた対応が必要な場合などに研修を中止、延期等に変更する場合は、その都度、教育センターWebサイトに掲載する。

研修実施計画書【様式1】作成上の留意事項

1. 研修目標の設定について

研修目標は、「教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）」及び「研修目標の設定・研修計画作成のための観点」に基づき、「保健管理」「保健教育」「保健室運営」等の各項目について、当該の養護教諭が自己の能力・適性等を評価し、具体的に記載すること。

2. 研修実施計画書の作成について

- (1) 「校内研修実施計画」は、当該の養護教諭が「研修目標」及び豊能町教育委員会が示す「校内研修のモデル」を踏まえて立案し、「研修目標」とともに校長・副校長に提出すること。なお、立案に当たっては校内の各種研修計画との連携に配慮すること。
- (2) 校内研修は「指導研究研修（計画書の区分欄には（指）と記載する）」及び「課題研究研修（同様に（課）と記載する）」とし、その回数は合わせて5回程度とする。
- (3) 校内研修は、課業期間中を中心に適切に計画すること。
- (4) 校外を会場とする場合は備考欄に会場名及び主催者名を記載すること。

3. 校長・副校長の指導・助言

- (1) 校長・副校長は、「教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）」及び「研修目標の設定・研修計画作成のための観点」を参考にし、研修受講者である当該の養護教諭の能力・適性等を評価し、面談等を通じて「研修目標」「校内研修実施計画」に対して必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 「研修実施計画立案に当たっての所見」の記入に当たっては、当該の養護教諭の能力・適性等に応じて、どのような資質能力の向上をめざすのかを具体的に記載すること。

研修実施報告書【様式2】作成上の留意事項

1. 研修成果のまとめについて

「研修成果のまとめ」については、年度当初に設定した「研修目標」に照らして、当該の養護教諭がその成果を具体的に記載すること。

2. 研修実施報告書の作成について

- (1) 「研修実施報告書」は当該の養護教諭が作成し、「研修成果のまとめ」とともに校長・副校長に提出すること。
- (2) 校内研修については「指導研究研修（計画書の区分欄には（指）と記載する）」及び「課題研究研修（同様に（課）と記載する）」の別を記載すること。
- (3) 校内研修を校外を会場として実施した場合は、備考欄に会場名及び主催者名を記載すること。

3. 校長・副校長の指導・助言

- (1) 校長・副校長は、「研修目標」に照らして、当該の養護教諭の研修成果を評価し、面談等を通じて「研修成果のまとめ」「校内研修実施報告」に対して必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 「研修成果についての所見」の記入に当たっては、当該の養護教諭の資質の向上や研修成果の教育活動への還元等について具体的に記載すること。

校内研修実施上の留意事項

1. 校内研修の実施に当たっては、校長・副校長の指導のもと、学校全体として当該の養護教諭の研修を支援する体制の確立に努めること。
2. 校内研修の実施に当たっては、校外研修の成果を踏まえるとともに、校内の各種研修と緊密に連携し、その活性化にも努めること。
3. 校内研修の内容は、モデルとして示したもののほかに各学校の事情に応じて別途設定することも考えられる。
4. 校内研修の実施時期は、授業期間中を中心に適切に計画すること。
5. 校内研修の会場は原則として校内とする。ただし、校外を会場とする既存の職員研修と兼ねて実施する場合等においては校外も可とする。
6. 校内研修の形態には下記のようなものがあるが、各学校の事情に応じて他の形態で実施することも考えられる。なお、実施に当たっては形態に偏りが無いよう留意すること。
 - (1) 保健に関する指導の観察…当該の養護教諭の平常の保健に関する指導を校長・副校長が観察し、放課後等に指導・助言を行うもの
 - (2) 研究授業…校外研修の成果を踏まえ、当該の養護教諭が研究授業を行い、放課後等に研究協議を行ったり、校長・副校長が指導・助言を行ったりするもの
 - (3) 授業等参観…他の教諭等の授業や生徒指導等を参観し、放課後等に当該の養護教諭が中心となって研究協議を行ったり、校長・副校長の指導のもと、当該の養護教諭が指導者となって指導・助言を行ったりするもの
 - (4) 講話・講義…校長・副校長が当該の養護教諭に対して個別に指導するものや、職員研修等を兼ねて外部講師による講義等を受けるもの
 - (5) 発表・報告…当該の養護教諭が、職員研修等において校外研修の成果や特定の教育課題について発表や報告を行い、研究協議を行うもの
 - (6) レポート作成…特定の教育課題についてレポート等を作成し、校長・副校長の指導・助言を受けるもの
 - (7) 育成支援…校長・副校長の指導のもと、初任者等経験の少ない教諭等の育成を支援するもの

(別表2)

校内研修のモデル（養護教諭）

区分	研 修 の 内 容	研修の形態
指導研究研修	<p>実際の授業や保健に関する指導を通して指導方法や教材等について研修し、校長が指導・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒等の生活実態の把握と保健に関する指導の進め方 ○教材・教具の開発と工夫 ○職務の特質を活かした指導法 ○指導案の作成・研究 ○研究授業の実施 ○他の教職員の授業等参観 ○健康相談の進め方 ○健康相談における連携の在り方と進め方 ○経験年数の少ない教職員への指導・助言の進め方 ○その他指導方法の研究に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健に関する指導の観察 ○研究授業 ○授業等参観 ○講話・講義 ○発表・報告 ○レポート作成 ○育成支援 等
課題研究研修	<p>当该校が直面する教育課題について実践的な研修や、各学校の実態に即したテーマの研究を行い、その成果を発表して、校長・副校長が指導・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健室経営の在り方 ○学校安全管理・防災教育の進め方 ○学校環境衛生活動の進め方 ○家庭（保護者）・地域社会との連携 ○学校医・学校歯科医・学校薬剤師・その他関係機関との連携 ○人権教育の進め方 ○支援教育の理解と進め方 ○児童生徒等の理解 ○教育課程 ○開かれた学校づくり ○学校運営組織の改善 ○校内研修の活性化 ○その他の教育課題に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ○発表・報告 ○レポート作成 ○育成支援 等

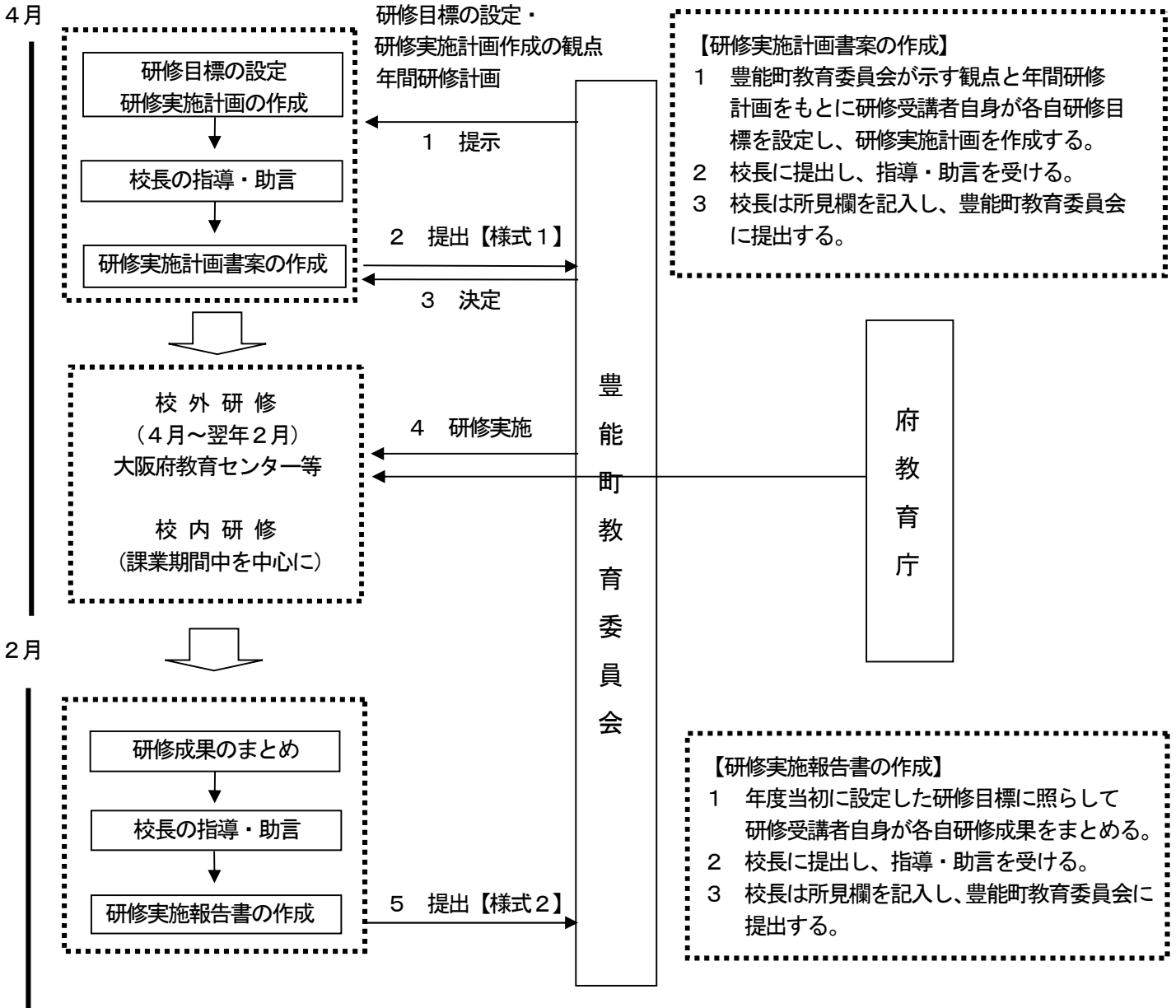
研修目標の設定・研修実施計画作成のための観点

(1) 養護教諭の専門性の観点からの目標設定

区 分	具 体 的 な 例
保 健 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の心身の健康管理を行うに当たり、学校内外においてコーディネーターの役割を果たしているか。 ○健康観察や健康診断（保健調査を含む）等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に評価し課題の把握をするとともに、課題解決を図るための取組みを積極的に行っているか。 ○健康に関する個人情報の管理を適切に行っているか。 ○日常の救急処置を的確に実施するとともに、学校における事件事故・災害等に備えた予防的措置や健康に関する危機管理について、組織的な対応が図れるように指導的な役割を果たしているか。 ○必要に応じて地域の医療機関等と連携して、救急処置、健康相談、保健指導を行っているか。 ○学校薬剤師と連携し、教職員による学校環境衛生に関わる日常的な点検への協力と助言を行っているか。学校環境衛生に関わる定期検査について理解を深め、学校薬剤師と協力関係を構築しているか。
保 健 教 育	<ul style="list-style-type: none"> ○特別活動（学級（ホームルーム）活動、児童生徒会活動及び学校行事）、総合的な学習の時間及び道徳等における保健に関する指導計画の策定に参画しているか。 ○学級（ホームルーム）活動、体育科、保健体育科、総合的な学習の時間及び道徳等における保健教育の実施（チーム・ティーチング等）や資料提供など、学級担任・保健体育科教諭等と連携して行っているか。 ○現代的な健康課題や保健に関する情報の収集に努めるとともに、保健だよりなどを活用し、家庭や地域から、学校保健活動に理解や協力が得られるよう、情報発信しているか。
健 康 相 談	<ul style="list-style-type: none"> ○学校内（学校医等を含む）の関係者及び地域の関係機関等と連携を図った健康相談を組織的に推進しているか。 ○学校内における事例検討会の開催に積極的に参画するなど、心身の健康課題の解決に向けて指導的役割を果たしているか。 ○いじめや児童虐待等の早期発見・早期対応に努めているか。
保 健 室 運 営	<ul style="list-style-type: none"> ○保健室経営計画を策定し、教職員、保護者等への周知を図るとともに、実施、評価、改善を行い、効果的に保健室経営ができるように努めているか。 ○保健室が、学校保健活動のセンター的役割を果たしているか。 ○保健室の環境整備に努めているか。
保 健 組 織 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ○保健に関わる分掌や組織を機能させるとともに、組織内における指導的役割を果たしているか。 ○学校保健委員会（地域学校保健委員会）等の組織活動の企画・運営に参画し、学校医や保護者、保健福祉機関等の関係者の参加や協力を得て、地域社会と連携した効果的な活動をしているか。 ○児童生徒保健委員会において、児童生徒が主体的に活動できるような指導を行っているか。また、学校保健委員会の委員として児童生徒を参画させ、児童生徒主体となった学校保健委員会活動が進められるよう努めているか。 ○学校保健委員会の会議の結果が、すべての児童生徒にフィードバックできるように事後措置（学校保健委員会だより、報告会及び学級活動での協議等による実践化）の活動が行うことができるように努めているか。 ○教職員へ健康に関する校内研修を計画的に実施できるように働きかけるなど、教職員相互の共通理解を図り、学校保健活動が組織的に取り組めるように努めているか。

参考：公益財団法人日本学校保健会「養護教諭研修プログラム作成委員会報告書」

研修実施の流れ



【共通する指標】

教員の資質の向上に関する指標（豊能地区） 1

（大阪府指標をもとに作成）

		第0期（教職に就く前の準備段階）	第1期（基礎形成期）	第2期（ミドルリーダー向上期）	第3期（ミドルリーダー深化期）	第4期（キャリア成熟期）
1	I 教育への情熱と教育者にふさわしい基礎的素養	人権意識、人権感覚を身につける ○ 個人の尊厳をはじめ、自他の人権を尊重することの意義や必要性を認識し、態度やスキルを身につけている。 ○ 様々な人権課題についての基礎的な知識をもっている。	人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる ○ 子どもの気持ち、願い、背景を理解した上で適切な指導をすることができる。 ○ 子ども一人ひとりを尊重するとともに豊かな人間関係を築くことができる。	学校の人権教育推進のために行動できる ○ 学校の課題を把握し、課題解決に向けて取組みを進めることができる。 ○ 人権尊重の教育を推進するために、経験の少ない教職員に指導・助言することができる。	学校の人権教育及び地域啓発を企画・推進し、教職員を指導できる ○ 学校の課題を把握し、課題解決に向けた企画・推進の中心的役割を果たすことができる。 ○ 家庭・地域・関係諸機関と連携して、人権尊重の教育を推進し、教職員に指導・助言することができる。	人権尊重を基盤とした学校づくりができる ○ 人権尊重の理念に基づき、学校経営計画の策定に参画することができる。 ○ 人権教育に関わる校内の課題について、全教職員に適切に指導・助言することができる。
		安全に関わる基礎的な知識を身につける ○ 学校安全に関わる基礎的な知識を身につけるとともに、身の回りの危険を察知し、回避することができる。	学級等の安全管理ができる ○ 学校の危機管理に必要な知識をもっている。 ○ 知識に基づいた安全管理のための適切な対応ができる。	学校安全のために組織的な行動ができる ○ 学校安全について、知識だけでなく、理由や背景などの深い理解をもっている。 ○ 危機管理に向けて、学校の組織活動の中での役割を意識し行動できる。	学校における危機管理体制を点検し、改善できる ○ 学校安全に関わる研修等を企画し、実施することができる。 ○ 学校における危機管理体制（危機管理マニュアル等）を点検し、改善することができる。	学校・家庭・地域・関係諸機関との危機管理体制を確立できる ○ 学校を取り巻く危機管理について、学校・家庭・地域・関係諸機関との協力体制を確立できる。 ○ 危機管理体制が十分であるか常に状況を把握し、緊急の場合に適切な判断ができる。
		省察力及び理解力を身につける ○ 教育への情熱をもっている。 ○ 省察力（自ら振り返り、良し悪しを考えることができる力）を身につけ、常に成長しようとする意欲をもっている。	優れた取組みに学ぶ姿勢をもつ ○ 先輩教職員の優れた取組みに学び、自己成長を図るための努力をする。 ○ 自らの取組みを省察し、課題を見出すことができる。	幅広い専門性を高める ○ 省察力を活かし、幅広い専門性に基づくキャリアプランを立て、教職員としての成長意欲をもち続ける。 ○ 個人だけでなく、他の教職員とともに学ぶ姿勢をもっている。	最新情報を収集し、実践を発信する ○ 学校外から最新の情報を収集し、自らの実践を検証し改善し続けるとともに、積極的に発信することができる。 ○ 自らの成長だけでなく、教職員集団としての成長のために取り組むことができる。	学校教育目標達成のための情報を収集する ○ 国や府、市・町等の動向や情報をもとに、自校の状況を分析し、課題を発見することができる。 ○ 学校教育目標達成のための課題を明確にし、改善に向けての方向性を示すことができる。
4	II 社会人としての基礎的素養	自分の課題を認識し、課題解決に努める ○ 自ら課題解決のために努力するとともに、相談する等、行動することができる。	子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる ○ 子どもとの関わりの中で課題を発見できる。 ○ 課題解決のために教職員・管理職に相談しながら解決に向けて行動することができる。	学年（学校）の課題を把握し、解決に向けて行動できる ○ 学年や分掌など、校内組織で生じている課題を把握し、解決する方策を考えることができる。 ○ 課題解決に向けて検討する際に、教職員・管理職等との調整を行うことができる。	学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる ○ 学校内の様々な場面で生じる課題について、意識的に把握することができる。 ○ 課題を克服するために教職員の意見等を取りまとめ、取組案を示すことができる。	課題解決に向けて適切な指針を示す ○ 大局的に物事をとらえ、学校内外の教育課題を把握し、適切に対応案を示すことができる。 ○ 課題解決に向けて、進捗状況を把握し、必要な指導・助言を行い、改善に努めることができる。
		一般常識を身につける ○ 社会人としての一般常識を身につけている。 ○ 教員として、職務を遂行する上で必要な教育に関する基礎的な法規や理論を知っている。	教育公務員として法令を遵守する ○ 社会人としての常識的で理性のある行動ができる。 ○ 教育公務員として法令を遵守した行動ができる。	法令への深い理解をもつ ○ 教育関係の法令に関して、その意味や背景を理解している。 ○ 法令への深い理解に基づいて、経験の少ない教職員に適切な指導・助言することができる。	法令遵守の精神を教職員に助言する ○ 教育公務員として法令を遵守し、教職員のモデルとなる行動ができる。 ○ 法令遵守の観点から求められる事項について、是正する実行力と指導力をもっている。	法令遵守の精神を教職員に指導する ○ 自ら常に法令遵守を意識し、教職員のモデルとなるとともに、法令遵守の大切さを教職員全体に指導することができる。 ○ 法令遵守の観点で校内全体を点検し、未然防止に向けての対策を講じることができる。
		提出期限等を守る ○ 資料やデータについて適切に処理することができる。 ○ 提出書類等の趣旨を理解し、期日までに提出できる。	計画的かつ正確・丁寧に処理できる ○ 自分が担当する事務を計画的に進め、遅延なく正確・丁寧に処理することができる。	効率的に処理できる ○ 学校全体に関わる事務を効率的に行うことができる。 ○ 関係者との調整を行い、効率的に処理することができる。	協力的に効率的に処理できる ○ 学校内及び対外的な事務を処理することができる。 ○ 教職員が様々な事務を適切に分担、協力的に、効率的に処理できるよう、中心的役割を担うことができる。	作成した書類等について点検できる ○ 全ての事務処理に関わって教職員の作成した書類等についても点検することができる。 ○ 正確で効率的な事務処理の方法について指導・助言することができる。

		第0期（教職に就く前の準備段階）	第1期（基礎形成期）	第2期（ミドルリーダー向上期）	第3期（ミドルリーダー深化期）	第4期（キャリア成熟期）	
7	III 学校組織の一員として の行動力や企画力、調整力	協働して取り組むことができる力	集団の中で協働的に行動する	組織の一員としての自覚をもつ	チーム力を高める	組織力を高める	学校力を高める
			<ul style="list-style-type: none"> 傾聴の姿勢をもつとともに、自分の意見を的確に述べ、適切なコミュニケーションを図ることができる。 集団の中で協働的に行動することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標達成に向けて、組織の一員として、協働的に行動することができる。 教職員・管理職の話を謙虚に受け止め、組織に積極的に参画している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標達成に向けて、学年・分掌等の要となり、気持ちの揃った教職員集団づくりに努めることができる。 経験の少ない教職員に適切な指導・助言ができ、教職員・管理職に相談しながら、機能的な組織づくりに努めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織全体の特色を意識し、協働的な組織づくりを進めることができる。 相手の気持ちや立場を理解しながら、教職員に対し適切に指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標達成のために、協働的な組織をつくることできる。 学校・家庭・地域・関係諸機関と連携・協働し、学校力を高めることができる。
		ネットワーク構築する力	様々な人と関わりをもつ	課題を解決するために相談することができる	課題を解決するためのネットワークを構築できる	組織力を高めるためのネットワークを構築できる	学校力を高めるためのネットワークを構築できる
		<ul style="list-style-type: none"> 課題解決に向けて、困難を抱え込まず、相談できるネットワークづくりの大切さを理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の担当の中で生じた課題を解決するために、校内組織の中の適切な役割の人に対して指導・助言を仰ぐことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭・地域・関係諸機関の様々な人と関わり、課題解決に活かすことができる。 子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、関係諸機関と情報共有する等、連携することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて関係諸機関と連携し、課題解決に向けたケース会議等を実施することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校内外に対して説明責任を果たすための、情報を適切に発信することができる。 子ども一人ひとりの系統性のある支援体制を構築する等、学校内外のネットワーク構築のコーディネートができる。 	
9	IV 子どもたちを伸ばすことができる授業力、教科の指導力	マネジメントする力	集団の中で役割を果たす	学級経営等を行うことができる	学校教育目標に基づき、学級経営等を行う	学校教育目標に基づき、学校の計画を作成・実行できる	中・長期的な学校経営ビジョンを明確に打ち出す
			<ul style="list-style-type: none"> 所属する集団の中で、自己を見つめ、自分の役割を果たすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学級の子ども一人ひとりを理解するとともに、学級全体の状況や課題も考慮して学級経営等に活かすことができる。 学級経営を目標・実行・評価・改善のPDCAサイクルにより改善することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学級や学年全体の状況・課題を把握し、学級経営等に活かすことができる。 目標を明確にし、新しい発想・企画力をもってPDCAサイクルにより改善することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育目標に基づき、学校の直面する課題を認識し、学校全体の行動計画を作成するとともに、その推進役を果たすことができる。 人材育成の観点をもって、教職員一人ひとりを理解し、次世代の育成に努めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校内外の状況を多面的に把握し、中・長期的な学校経営の方向性を提案し、対応策を講じることができる。 中・長期的な人材育成を含めた学校経営づくりに参画することができる。
10	IV 子どもたちを伸ばすことができる授業力、教科の指導力	授業を構想する力	学習指導要領を理解する	子ども主体の学習指導案を作成する	創意工夫をした学習指導案を作成する	他の教職員に授業の構想について指導・助言することができる	研究体制を整え、組織的な取組みを進める
			<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領解説書を熟読し、学習指導や自立活動の在り方を理解して、授業のイメージをもつことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づいた子ども主体の学習指導案を作成することができる。 教材を理解し、ねらいを明確にした単元の指導と評価の計画を立てるとともに、基礎・基本の定着を図り、知識を活用する力（思考力・判断力・表現力等）を育む学習指導案を作成することができる。 学級の子どもの実態に応じて、板書計画や発問の仕方など、ユニバーサルデザインの観点に基づいた学習指導案を作成することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教材を深く理解し、子どもの発達段階や認知特性、習熟度に応じて創意工夫を凝らした授業を計画することができる。 学習活動の流れの中で必要となる支援の内容を想定した学習指導案を作成することができる。 経験の少ない教職員の指導案づくりに指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の教職員が授業を計画する際に授業の構想について指導・助言することができる。 他の教職員に対して単元の指導と評価の計画や評価規準について指導・助言することができる。 他の教職員に対して個に応じた指導内容や支援方法について指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員個々の授業を観て指導・助言するとともに、授業改善に向けての組織的な取組みを進め、目標達成のための研究体制を整えることができる。 障がい特性や発達の課題を踏まえる等、子ども一人ひとりの状況や課題に応じた学習指導について、具体的に指導・助言することができる。
11	IV 子どもたちを伸ばすことができる授業力、教科の指導力	授業を展開する力	授業に必要な基本的なスキルを身につける	基本的な授業スキルを実践に活かす	子どもの実態に応じた授業展開ができる	授業展開について指導・助言することができる	個々の教職員の実態を把握し、意欲を引き出す
			<ul style="list-style-type: none"> 授業を活性化するためのコミュニケーションスキル（聴く・話す・伝え方等）を身につけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業を行うための適切なスキル（説明・指示・板書・発問等）を身につけ、子どもの状況を把握しながら、単元や本時の目標を明確にし、授業を実践することができる。 ユニバーサルデザインの観点に基づいて、すべての子どもにとってわかりやすい授業を実践することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階や認知特性、習熟度に応じた授業を展開することができる。 積極的に授業を公開するとともに経験の少ない教職員に授業展開について指導・助言することができる。 チームティーチングの授業を自分がリードして行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校内外のモデルとして、研究（公開）授業ができる。 授業の展開について、個に応じた指導方法・支援方法を他の教職員に具体的に指導・助言することができる。 チームティーチングの教職員の授業内での役割について適切に指導・助言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員個々の実態を把握し、授業改善に向けて適切に指導・助言するとともに教職員の意欲を引き出すことができる。
12	IV 子どもたちを伸ばすことができる授業力、教科の指導力	授業を評価する力	授業評価について理解する	様々な方法を用いて自分の授業を振り返る	授業改善を推進する	授業評価力を身につける	授業改善のための体制を構築する
			<ul style="list-style-type: none"> 授業改善のために、目標に準拠した評価、指導と評価の一体化の意義を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業評価シート等を活用して授業の振り返りを行うことができる。 他の教職員の授業を観て自分の授業改善に努めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の授業を客観的かつ謙虚に振り返ることや、他の教職員の良いところを取り入れる等、積極的に授業改善をすることができる。 研究討議会等で積極的に自分の意見や実践を発信し、校内の授業改善推進につなげることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観のポイント（授業改善シート等）を分析し、校内研究体制の推進を図ることができる。 研究討議会を進行したり、授業を分析し、指導・助言したりする力を身につけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員個々の授業を適切に指導・助言することができる。 授業改善のための体制を構築し、具体的な取組みを示すことができる。

教員の資質の向上に関する指標（豊能地区） 3

（大阪府指標をもとに作成）

【共通する指標】

			第0期（教職に就く前の準備段階）	第1期（基礎形成期）	第2期（ミドルリーダー向上期）	第3期（ミドルリーダー深化期）	第4期（キャリア成熟期）
13	V	ひとり子どもを指導する一人	子どもの良さを見つける ○ 傾聴の大切さを理解しており、周囲の状況を判断して、子どもに適切な声かけをすることができる。 ○ 基礎的環境整備や合理的配慮などの基本理念について理解している。	個に応じた指導・支援ができる ○ 保護者の思いや家庭背景を踏まえて子どもを理解することができる。 ○ 必要に応じて、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する等、子ども一人ひとりのニーズや状況に応じた指導・支援を進めることができる。	子ども同士のコミュニケーションを促進できる ○ 保護者の思いや家庭背景を踏まえた子ども理解を深め、子ども同士のコミュニケーションを促進することができる。 ○ 子ども一人ひとりの状況に応じた指導の方法について、経験の少ない教職員に指導・助言することができる。	子ども対応のモデルとなる ○ 子どもへの対応の仕方について、校内のモデルとなるスキルを身に付け、適切に指導・助言することができる。 ○ 行動観察だけでなく、関係諸機関から得られた情報や客観的指標を踏まえた上で、子どもの状況や特性を把握し、適切に対応することができる。	多様な場面を想定した指導・助言ができる ○ 多角的な観点に基づいて子どもの状況を把握し、あらゆる場面で子どもの特性に合わせた適切な関わりがもてるよう、教職員に対して指導・助言することができる。
		集団でつくりだす力を指導	多様な個性や人格を尊重できる ○ 多くの人とのかいを通し、違いを認め、多様な個性や人格を尊重できる。	迅速な報告・連絡・相談を行うことができる ○ 学校の生徒指導方針を理解し、多様な子どもへの理解を進め、報告・連絡・相談を通して、柔軟で適切な対応をすることができる。 ○ 家庭との連携を密に行い、学校・家庭での様子について常に情報共有をすることができる。	組織的な対応の中心となる ○ 子どもが主体的に行動できるよう、生徒指導方針をもとに組織的な対応の中心となって動くことができ、経験の少ない教職員等に対して、適切に指導・助言することができる。 ○ 子どもが抱えている問題や課題に対し、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携し、情報共有をすることができる。	組織的な生徒指導体制を機能させる ○ 多様な子どもの状況を理解した上で、生徒指導を進めるために組織的・計画的な指針を作成し、PDCAサイクルを機能させることができる。 ○ 関係諸機関と連携して問題解決に当たることができる。	生徒指導の方針の提示と関係諸機関との連携を図る ○ 生徒指導を計画的に運営するための、組織的な連携体制を構築することができる。 ○ 問題事象の未然防止について教職員に指導・助言することができる。 ○ 関係諸機関と連携体制づくりのコーディネートができる。
		子どもでもできる指導力をつくりだす	つくりたい学級等をイメージする ○ 自分の理想とする学級像をもち、子どもの発達段階に応じた集団のあり方を理解し、集団づくりの手だてをイメージする。 ○ 「ともに学び、ともに育つ」教育の理念を理解している。	学級の子ども一人ひとりの実態把握ができる ○ 学級の子ども一人ひとりの実態を把握し、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析することができる。 ○ 子ども一人ひとりに居場所があるような、相互に違いを認め合う集団づくりができる。	学年全体の実態把握ができる ○ 学年全体の子どもの実態を把握し、より望ましい集団づくりを組織的に進めることができる。 ○ 子ども一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め合い、高め合う集団づくりができる。	学校全体の実態把握ができる ○ 子どもの自立のために、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携・協働することができる。 ○ 支援教育の観点や、様々な配慮の必要な子どもたちに対する取組事例に精通し、他の教職員に対して適切に指導・助言することができる。	学校として集団づくりのビジョンを提案する ○ 学校教育目標やめざす子ども像を学校内外に発信し、具体的な取組み（手だて）を示すことができるとともに、その実現に向けた組織運営をすることができる。 ○ 支援教育の観点や、様々な配慮の必要な子どもたちに対する取組みを学校全体に広げることができる。

【職に応じた指標】

			第0期（教職に就く前の準備段階）	第1期（基礎形成期）	第2期（ミドルリーダー向上期）	第3期（ミドルリーダー深化期）	第4期（キャリア成熟期）
1	VI	ネットワークの構築	様々な人と関わりをもつ ○ 自分が所属する集団以外の集団との連絡、調整役を担うことができる。	子ども一人ひとりの課題を解決するため相談することができる ○ 支援の必要な子どもの実態を把握し、学年の教職員や支援教育コーディネーターに指導・助言を仰ぐことができる。	子ども一人ひとりの課題を解決するためネットワークを活用することができる ○ 子ども一人ひとりの教育的ニーズ実現のため、教育・福祉・医療・労働等関係諸機関と情報共有をする等、連携することができる。 ○ 学校内での支援体制のコーディネートができる。	組織力を高めるためのネットワークを構築することができる ○ 支援教育コーディネーターとして、地域の学校等で学ぶ支援の必要な子どもに対する連携会議等の中心的役割を担うことができる。	地域の支援教育力向上のための連携体制を構築することができる ○ 地域の支援教育力を向上させるための連携体制を、関係諸機関と構築することができる。 ○ 支援教育に関する様々な研修の講師をすることができる。
		個の教育的ニーズに	支援教育に関する基礎的な知識を身につける ○ 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させるための知識を身につけている。 ○ 自立活動の指導の意義、内容などを理解している。	個に応じた指導・支援ができる ○ 子ども一人ひとりに応じた「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、計画に基づいた指導・支援をすることができる。 ○ 個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、自立活動の観点から目標や指導内容・支援方法を設定し、教材・教具の工夫ができる。	校内の支援教育を積極的に進めることができる ○ 子どもの発達の段階や認知特性、習熟度に応じて、各教科・領域、自立活動において指導内容や支援方法等に創意工夫を凝らした授業を計画することができる。 ○ 支援の必要な子どもの指導・支援について、経験の少ない教職員に対し指導・助言することができる。	支援教育に関して広く知識をもち、地域への発信、教職員への指導・助言ができる ○ 地域の学校等で学ぶ支援の必要な子どもに対する指導内容や支援方法等について実践的な指導・助言をすることができる。 ○ 学校内や地域に実践等を発信することができる。	地域の支援教育推進のための中心的な役割を果たす ○ 支援の必要な子どもに対する指導内容や支援方法等について、教育実践と支援教育に関する理論等に基づき、広く学校内外へ体系的に発信することができる。
		共同学習及び	多様な個性や人格を尊重できる ○ 多くの人とのかいを通し、違いを認め、多様な個性や人格を尊重できる。 ○ インクルーシブ教育システムの構築の理念を理解している。	学級の子ども一人ひとりの実態把握ができる ○ 学級の子ども一人ひとりの実態を把握し、学級の課題をとらえ、その背景を多角的に分析することができる。 ○ 子ども一人ひとりに居場所があるような、相互に違いを認め合う学級づくりができる。 ○ 「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する意義を理解し、障がいに対する正しい知識を身につけている。	交流及び共同学習を積極的に進める ○ 子ども同士の相互理解を深める交流及び共同学習を計画的に進めることができる。 ○ 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向け、効果的な交流及び共同学習を実践することができる。	交流及び共同学習を推進するための組織的対応の中心となる ○ 交流及び共同学習に関する取組みを学校内に発信するとともに、支援教育に対する理解と啓発を推進することができる。	支援教育推進における組織的な対応の中心となる ○ 「ともに学び、ともに育つ」教育の先進的な取組み等を学校内外に発信し、支援教育の理解と啓発を推進することができる。

教員の資質の向上に関する指標（豊能地区）4

（大阪府指標をもとに作成）

【職に応じた指標】

		第0期（教職に就く前の準備段階）	第1期（基礎形成期）	第2期（ミドルリーダー向上期）	第3期（ミドルリーダー深化期）	第4期（キャリア成熟期）
4	VI	学校保健活動の推進 学校保健及び保健組織活動について理解する ○ 子どもの心身の健康の保持増進に向けた取組み及び連携の重要性を理解する。 ○ 学校保健に関わる法規や養護教諭の職務及び保健室の機能について理解する。 ○ 健康教育について理解する。	健康課題に適切に対処するため連携することができる ○ 学校・家庭・地域・関係諸機関及び学校三師とともに、子どもや学校の健康課題に対して適切に対処することができる。 ○ 学校組織運営及び校務分掌を理解し、組織の一員として役割を果たすことができる。 ○ 学校教育目標をもとに保健室経営計画を作成し、計画に沿った活動及び指導を行うことができる。	健康課題に適切に対処するため、積極的に連携をすることができる ○ 連携による情報共有を積極的に行ったり、保健組織活動の企画運営に参画したりすることができる。 ○ 保健室経営計画に沿って教職員と連携・協働し、活動及び指導を行うことができる。また、必要に応じて計画の見直し及び改善を図ることができる。 ○ 教職員と連携し、専門性を活かした健康教育ができる。	学校教育目標の実現に向けて工夫改善し、教職員の支援を行うことができる ○ 学校・家庭・地域関係諸機関との連携・協働を推進することができる。 ○ 組織運営や学校経営に積極的にに関わり、保健組織の主体的な活動や、学校教育目標の実現に向けて工夫改善することができる。 ○ 学級担任や教科担任等と連携し、専門性を活かした健康教育の実施や、教職員が行う子ども及び家庭への対応について、支援することができる。	地域の学校保健向上に貢献することができる ○ 地域の学校や関係諸機関との協働によって教育活動を推進することができる。 ○ 地域の養護教諭を支援、指導・助言する等、各市・町の中心的役割を担う。 ○ 健康教育について教育課程の編成、実践及び評価を通して全体計画を作成できる。または全体計画の作成に参画することができる。
		学校保健に関わる危機管理の基礎的な知識を身につける ○ 救急処置に関する医学的知識と技術を身につける。 ○ 学校保健に関わる危機管理の基礎的な知識を身につける。	学校保健に関わる危機管理ができる ○ 医療機関への受診の有無を含めた的確な判断のもと、適切な処置を行うとともに、保健指導を実施することができる。 ○ 医療機関一覧表の作成や、子どもの健康課題や疾患等について情報共有するなど、救急体制について教職員と共通理解を図ることができる。 ○ 危機管理マニュアルの策定及び改善に参画し、学校の危機管理において適切な対応ができる。	学校保健に関わる危機管理体制の充実を図ることができる ○ 子どもの傷病の状況から、学校保健に係る危機管理の課題を教職員と連携するなど、事故の未然防止を図ることができる。 ○ 学校の危機管理体制について学校の中心となり、緊急時に、教職員へ具体的な指示を行うことができる。	学校保健に関わる危機管理体制において指導的役割を果たすことができる ○ 学校保健に関わる危機管理に関する校内研修（救急処置・感染症・アレルギー等）において指導的役割を果たすことができる。 ○ 緊急時に適切に対応するとともに、教職員へ具体的な指示を行うことができる。	学校保健推進の観点から学校危機管理体制を確立することができる ○ 学校保健に関わる危機管理について、学校・家庭・地域・関係諸機関と協力体制を確立することができる。 ○ 学校の危機管理体制の抜本的改善や、事故の未然防止、再発防止を組織的に推進することができる。 ○ 学校における事件事故・災害に備えた救急体制や心のケアの支援体制等、学校危機管理体制の整備を推進することができる。
		子どもの心身の健康課題に関する基礎的な知識を身につける ○ 健康観察や健康診断の実施と事後措置について理解する。 ○ 感染症に関する医学的知識を学び、予防対策や発生時の対応を理解する。 ○ 心身の発達段階や、子どもの背景が多様であることを認識し、様々な課題に対する健康相談について理解する。	子どもの心身の健康状態を把握し対応することができる ○ 健康観察や健康診断の実施及び事後措置を行い、適切な保健指導を行うことができる。 ○ 感染症の予防対策や発生時の対応を適切に行うことができる。 ○ 子どもの健康課題に対し、適切な指導を行うとともに、保護者に必要な助言を行うことができる。	心身の健康課題について、教職員に周知し、共通理解を図ることができる。 ○ 心身の健康課題について、子どもに自己理解を促すことができる。 ○ 健康観察や健康診断の結果を、教職員と共有し、健康課題やいじめ、不登校の早期発見・早期対応に繋げるとともに保健指導や健康相談に活かすことができる。 ○ 感染症の予防対策と発生時の対応について教職員が迅速な措置を行うことができるよう、指導的役割を果たすことができる。	組織的な支援体制の充実を図ることができる ○ 子どもに自己理解を促すとともに、自分自身で解決しようとする力を身につけさせることができる。 ○ 心身の健康課題を総合的にとらえ、学校医や保護者及び関係諸機関と連携し、組織的な支援体制の充実を図ることができる。 ○ 感染症の予防対策と発生時の対応について、地域の発生状況も踏まえた迅速な措置を行うことができる。	関係諸機関と連携した支援体制の推進的役割を担うことができる ○ 健康観察や健康診断及び健康相談の結果を踏まえ、関係諸機関との連携を深め、課題を解決することができる。 ○ 感染症の拡大予防や発生時の対応について、保健所等からの助言を受けたり、近隣の学校等と情報共有したりするなど、積極的な措置を行うことができる。 ○ 健康課題や学校保健の課題解決に向けて、専門性を活かし、指導的役割を果たすことができる。
5	専門領域【養護教諭】	食に関する指導や個別の相談指導の基礎的な知識を身につける ○ 養護教諭の専門性を活かした指導について理解する。 ○ 子どもの健康課題に気づき、食物アレルギーや肥満・痩身、スポーツ栄養等の情報を収集することができる。 ○ 食物アレルギー等に関する知識やカウンセリングの基礎を習得する。	子どもの発達段階や実態に応じた指導を行うことができる ○ 発達段階に応じた指導内容を理解したうえで、専門性を活かした指導を行うことができる。 ○ 食に関する指導の全体計画の作成に参画する。 ○ 食物アレルギー等に関する基礎的な知識やカウンセリングの基礎を活かし、子どもの状況に応じて保護者と連携し、適切な対応ができる。	教職員と連携して食に関する指導や相談指導を行うことができる ○ 食に関する指導における養護教諭の役割を理解したうえで、教職員と連携し、専門性を活かした食に関する指導ができる。 ○ 食に関する指導の全体計画の作成に参画し、教職員との連携を推進することができる。 ○ 養護教諭等と連携し、成長曲線・肥満度曲線等を活用するなど、専門性を活かした相談指導を行うことができる。	子どもの実態に応じた食に関する指導を行い、その評価及び改善を行うことができる ○ 子どもの実態に基づいた食に関する指導を実践し、評価及び改善を行うなど効果的に推進することができる。 ○ 食に関する指導について教育課程の編成、実践及び評価を通して全体計画の作成の調整を行い、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した取組みを推進することができる。 ○ 専門性を活かし、食に関する課題を総合的にとらえ、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携・協働し、効果的な相談指導を行うことができる。	関係諸機関と連携した食教育体制の推進的役割を担うことができる ○ 子どもの実態に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関との連携を図り、食教育体制の推進的役割を担うことができる。 ○ 各市・町の食育推進計画の策定に参画し、地域の食の課題が改善されるよう取り組むことができる。 ○ 食物アレルギー等、子どもの健康課題に関し、専門性を活かして指導的役割を果たすことができる。
		栄養管理の基礎を身につける ○ 学校給食の役割・意義について理解する。 ○ 学校給食実施基準や献立作成について理解する。 ○ 基本的な調理の知識・技術を習得する。	適切な栄養量で献立を作成できる ○ 学校給食摂取基準に基づき、食品構成を考慮した献立を作成することができる。 ○ 食に関する指導の全体計画を踏まえた年間献立計画を作成することができる。 ○ 調理、配食等に関し、指導・助言することができる。	教材となる献立を作成できる ○ 子どもの健康状態や地域の実態に応じた献立を作成することができる。 ○ 地場産物を教材として活用できる献立を作成することができる。 ○ 調理、配食等に関し、適切に指導・助言することができる。	献立を評価し改善できる ○ 子どもの実態を把握した上で献立を評価し、改善することができる。 ○ 食に関する指導の全体計画の見直しと共に年間献立計画を評価し、改善することができる。 ○ 調理、配食等に関する課題を解決することができる。	他の栄養教諭等を指導できる ○ 献立作成や調理、配食等に関し、各市・町において指導的役割を果たすことができる。
		衛生管理の重要性を理解する ○ 衛生管理の重要性について理解する。 ○ 学校給食衛生管理基準について理解する。 ○ 安心安全な食材を選定する知識を身につける。	基本的な衛生管理を行うことができる ○ 学校給食衛生管理基準を理解し、関係諸帳簿を作成し、食中毒防止のための基本的な衛生管理を行うことができる。 ○ 調理従事者に衛生管理を徹底させるため指導・助言することができる。 ○ 食中毒や異物混入等に関する危機管理対策について理解し、具体的な対応方策を考えることができる。	適切な衛生管理を行うことができる ○ 適切な関係諸帳簿を作成し、それらを衛生管理に活用することができる。 ○ 調理従事者に衛生管理を徹底させるため適切に指導・助言することができる。 ○ 近隣で発生している感染症等を把握し、危機管理対策について具体的な対応方策を考えることができる。	衛生管理について評価し改善できる ○ 学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理体制や作業区分等について総合的に評価し、課題の改善を図ることができる。 ○ 直近に発生している食中毒や感染症について理解し、具体的な対応方策を考えることができる。	他の栄養教諭等を指導できる ○ 衛生管理に関して、各市・町において指導的役割を果たすことができる。
6	健康相談及び	食に関する指導や個別の相談指導の基礎的な知識を身につける ○ 養護教諭の専門性を活かした指導について理解する。 ○ 子どもの健康課題に気づき、食物アレルギーや肥満・痩身、スポーツ栄養等の情報を収集することができる。 ○ 食物アレルギー等に関する知識やカウンセリングの基礎を習得する。	子どもの発達段階や実態に応じた指導を行うことができる ○ 発達段階に応じた指導内容を理解したうえで、専門性を活かした指導を行うことができる。 ○ 食に関する指導の全体計画の作成に参画する。 ○ 食物アレルギー等に関する基礎的な知識やカウンセリングの基礎を活かし、子どもの状況に応じて保護者と連携し、適切な対応ができる。	教職員と連携して食に関する指導や相談指導を行うことができる ○ 食に関する指導における養護教諭の役割を理解したうえで、教職員と連携し、専門性を活かした食に関する指導ができる。 ○ 食に関する指導の全体計画の作成に参画し、教職員との連携を推進することができる。 ○ 養護教諭等と連携し、成長曲線・肥満度曲線等を活用するなど、専門性を活かした相談指導を行うことができる。	子どもの実態に応じた食に関する指導を行い、その評価及び改善を行うことができる ○ 子どもの実態に基づいた食に関する指導を実践し、評価及び改善を行うなど効果的に推進することができる。 ○ 食に関する指導について教育課程の編成、実践及び評価を通して全体計画の作成の調整を行い、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した取組みを推進することができる。 ○ 専門性を活かし、食に関する課題を総合的にとらえ、学校・家庭・地域・関係諸機関と連携・協働し、効果的な相談指導を行うことができる。	関係諸機関と連携した食教育体制の推進的役割を担うことができる ○ 子どもの実態に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関との連携を図り、食教育体制の推進的役割を担うことができる。 ○ 各市・町の食育推進計画の策定に参画し、地域の食の課題が改善されるよう取り組むことができる。 ○ 食物アレルギー等、子どもの健康課題に関し、専門性を活かして指導的役割を果たすことができる。